

和泉商工会議所青年部 会則

第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本会の青年部に関しては、商工会議所定款その他に別段の定めのあるものほかはこの会則による。

(目的)

第2条 青年部（以下「本会」という）は、地区内の商工業を営む青年の情熱と実行力とを結集して商工会議所の事業に積極的に協力しもって地域商工業の振興発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第3条 本会は、和泉商工会議所青年部と称する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、和泉商工会議所内に置く。

第2章 事 業

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 次代の後継者としての感覚と知識を涵養するために講習会、先進地視察等の必要な事業を行うこと。
- (2) 地域内における商工業者相互の親睦と融和を図るために必要な事業を行うこと。
- (3) 商工会議所が行う各種の事業に積極的に協力すること。
- (4) 商工業者の社会的環境の整備と経済的地位ならびに政治的意識の向上を図ること。
- (5) 本会の意見を和泉商工会議所常議員会に具申するとともにこれを公表し必要に応じて関係方面に建議陳情すること。
- (6) その他、青年部の目的達成に必要な事業を行うこと。

第3章 会 員

(会員の資格と義務)

第6条 本会の会員は次の2種類とする。

- ① 正 会 員
 - ② O B 会 員
2. 正会員は和泉商工会議所会員事業所の経営者及びその後継者、又は従業員であって、毎事業年度末において満年齢20歳以上50歳以下の者で、理事会において入会を承認されたものとする。
 3. 正会員は、本会の行う事業に出席する義務を負う。
 4. O B 会員は制限年齢の年度末まで正会員であったもので、理事会で承認されたものとする。
 5. O B 会員は、必要に応じて役員会、理事会、総会へ出席し助言することができる。但し、議決権を行使することは出来ない。
 6. O B 会員は、例会等の事業に参加することが出来る。

(加入)

第7条 会員の資格を有する者は、所定の加入手続により加入することができる。

2. 前項の加入の諾否は理事会において決定する。

(会費の納入義務)

第8条 会費は、毎年所定の期日までに納入するものとする。

2. ①正 会 員 24,000円(年額)
- ②O B 会 員 12,000円(年額)
3. 年度途中に入会するものについては、月額2,000円で月割の額とする。
4. 本会は、入会金を賦課することができる。

(脱会)

第9条 会員は次の場合には脱退する。

- (1) 会員たる資格を喪失した場合
 - (2) 死亡した場合
 - (3) 除名された場合
2. 前項の場合のほかに脱退しようとする会員は、その旨を理事会に申し出て承認を受けた月末で脱退することができる。

(戒告および除名)

第10条 この会則に違反し、または本会の体面をけがす行為のあった会員に対しては、理事会の議決を経て戒告又は除名することができる。

(届出)

第11条 会員は次の各号の1に該当するときはその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所に変更があったとき。
- (2) 事業所の名称または所在地に変更があったとき。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
直前会長	1名
事務局長	1名
副会長	若干名
室 長	若干名
理 事	若干名
監 事	若干名

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表するとともに会務を統括する。

2. 直前会長は、前年度会長があたり、自らの経験に基づいて、会長に適切な助言を与える。
3. 筆頭副会長及び副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ会長が定める順位により、その職務を代行する。
4. 事務局長は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
5. 理事は、本会の運営について事業活動を審議し、職務を遂行する。
6. 出向役員は、本会を代表して出向し、その結果を理事会において報告する。
7. 監事は、本会の業務および会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。
8. 次年度役員選考委員会で、選考された役員が総会において承認を受けたときは、出きる限りその職務を遂行しなければならない。

(役員任免)

第14条 役員は、総会において選任し、また解任する。

(役員任期)

第15条 役員任期は1年とする。但し、再任されることできる。

2. 任期の満了または辞任によって退任した役員は後継者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
3. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第16条 本会は、その目的達成に必要な重要事項について諮問するために、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問は、会員の中から会長経験者が、これにあたる。
3. 相談役は、OB会員であって会に多大なる貢献をした者で、理事会で承認されたものがこれにあたる。
4. 顧問及び相談役は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
5. 顧問及び相談役は、必要に応じて役員会、理事会へ出席し助言することができる。但し、議決権行使する事はできない。

第5章 会 議

(総会)

第17条 総会は、通常総会、臨時総会の2種として、会長が招集する。

2. 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は会長が必要と認めたときに理事会の同意を得て開催する。
3. 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。但し、委任状を含む。
4. 代理人は、5人以上の会員を代理することができない。
5. 総会の議長は、出席した会員の中から互選する。

(総会の決議事項)

第18条 この会則で別に定めるもののほか、次の事項は総会の議決を得なければならない。

- (1) 会則の制定、変更または廃止
- (2) 事業計画及び収支予算ならびに会費の決定または変更
- (3) 決算報告、収支予算、事業報告の承認
- (4) 役員選任
- (5) その他、本会の事業の執行に関する重要事項

(総会の承認事項)

第19条 会長は、監事の意見書を添えて事業報告ならびに決算関係書類を通常総会に提出してその承認を求めなければならない。

(総会の議事)

第20条 総会の議事は、総会員の2分の1以上が出席して、その過半数をもって決する。

2. 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録をつくらなければならない。

(理事会)

第22条 理事会は、会長、直前会長、副会長、室長、事務局長及び理事をもって構成し、本会の事業活動を審議し、執行する。また、監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

2. 理事会は、会長が月1回以上招集する。

3. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長が職務を遂行出来ない場合は、筆頭副会長及び副会長がこれにあたる。

4. 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席により成立し、出席理事の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の決議事項)

第23条 次に挙げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

2. 総会に提案する事項

3. 総会から委託された事項

4. その他目的達成上必要とする事項

第6章 会 計

(会計)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

2. 本会の経費は、会費、商工会議所よりの助成金およびその他の収入をもってあてる。

第7章 委員会

(例会)

第25条 本会は、原則として月1回以上の例会を開催するものとする。

(委員会の設置)

第26条 本会は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議するため、委員会を設置する。

(委員会の構成)

第27条 委員会は、委員長1名および副委員長、委員若干名をもって構成する。

2. 正会員は、原則として全員いずれかの委員会に所属しなければならない。

(委員会の運営)

第28条 委員会は、別途定める委員会運営規定に基づいて運営する。

附 則

1. 本会則の実施に必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

1. 役員の中で直前会長は、次年度事業の開始時から置く。

1. この会則は、平成6年4月1日より施行する。

1. この会則は、平成11年4月24日より施行する。

1. この会則は、平成13年4月19日より施行する。

1. この会則は、平成14年4月11日より施行する。

1. この会則は、平成15年4月16日より施行する。

1. この会則は、平成16年4月23日より施行する。

1. この会則は、平成17年4月22日より施行する。

1. この会則は、平成23年4月21日より施行する。

委員会運営規程

- 第1条 青年部会則第26条、第27条及び第28条に基づき、次の委員会を設置する。
☆設置委員会名は別記「委員会基本方針」項に記載。
2. 必要に応じて特別委員会を設けることができる。
- 第2条 各委員会は、次の事項を担当する。
★各年度委員会基本方針は別掲
2. 特別委員会を設置するときは、その内容を理事会において審議、決定するものとする。
- 第3条 委員会は、その関係する事項に関し、意見をまとめ、この会の組織を通じて、その達成につとめ、もってこの会の健全なる発展を図ることを目的とする。
- 第4条 委員長は、委員会を統括する。委員長に事故があるときは、副委員長が、これを代行する。
- 第5条 各委員会の決議は、出席委員の過半数の同意により決定する。
- 第6条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、また、委員2名以上の請求があったときは、委員長が招集する。
- 第7条 正副会長は、各委員会に属さない。但し、委員会に出席して、意見を述べることができる。
- 第8条 2つ以上の委員会に関係のある事項については、関係委員長の協議により、合同委員会を開くことができる。
- 第9条 委員会、または合同委員会で議決した事項は、理事会の議決を経て、これを執行する。
- 第10条 各委員長は、委員会開催のつど、その協議事項をすみやかに会長に報告する。
- 第11条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど理事会の決議により、これを定める。

附 則

1. この会則は、平成6年4月1日より施行する。

役員選任規程

(目的)

第1条 本会の役員を円滑に選任するために、この規程を定める。

(選考委員会)

第2条 本会の役員を選出するため、選考委員会を置く。

(選考委員)

第3条 次年度の役員選出を行うため、理事会において、次の役員をもって選考委員会を構成する。

会 長
直前会長
事務局長
副 会 長
室 長

(選考委員の任期と選考委員会の解散)

第4条 選考委員は9月度理事会において選任され、翌年度総会において新役員の承認を受けることにより、その任務を終了し、これにより、選考委員会を解散する。

(選考委員長)

第5条 選考委員会は、選考委員の互選により決定する。

(役員予定者の選任)

第6条 選考委員会は、正会員の中より会長予定者、副会長予定者、事務局長予定者、室長予定者、理事予定者、および監事予定者を選考し、12月度理事会において、その結果を報告し、選任案の承認を得るものとする。

(会長予定者)

副会長経験者から選任する。

(副会長予定者)

会長が任命する。なお、副会長予定者の内、筆頭副会長を1名選任。

(事務局長予定者)

年度によって会長が必要に応じて事務局長を任命することができる。

(室長予定者)

年度によって会長が必要に応じて特別室を設ける事ができ、室長については会長が任命し、理事会の承認を得たものとする。

(理事予定者)

前年度例会等その他事業について積極的に参加し理事会にて推薦、承認を得た者とする。

(役員の設定)

第7条 選考委員長は、総会において、選考結果を報告し、会員の承認を受けなければならない。

附 則

1. この会則は、平成6年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成12年4月21日より施行する。
1. この会則は、平成18年4月26日より施行する。
1. この会則は、平成23年4月21日より施行する。

褒章規程

- 第1条 本会の発展に特に功績があった者、及び本会の本質をよく体得してすべての事業に貢献した者は、理事会の議決により表彰することができる。
2. 例会及び各種事業活動における優秀な正会員は、理事会の決議により毎年度末に表彰を受けることができる。
 3. 委員会及び各室の事業活動における優秀な正会員は、理事会の決議により毎年度末に表彰を受けることができる。

附 則

1. この会則は、平成14年4月11日から実施する。

慶弔規程

- 第1条 本規定は、和泉商工会議所青年部会員の慶弔に関して規定する。

- 第2条 慶弔の範囲は次のとおりとする。

会員に慶弔あるときは、次の基準に従って金品を贈る。

1. 会員の結婚 10,000 円または 10,000 円相当額
2. 会員の死亡 10,000 円または 10,000 円相当額
3. 会員の配偶者死亡 5,000 円または 5,000 円相当額
4. 会員の両親、子供の死亡（同居親族） 5,000 円または 5,000 円相当額
5. 会員の病気、傷害、災害 5,000 円または 5,000 円相当額
6. 前項に定める以外の事由が発生したとき理事会決定但し、卒業生に関しては、正副会長の決済にて

- 第3条 本規定により贈呈した金品に対しては、内祝、香典返しなど一切の返礼を受けないものとする。

- 第4条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において決議する。

附 則

1. この会則は、平成6年4月1日から実施する。